

新 旧 対 照 表

改正後					改正前				
高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱					高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱				
第1条～第12条 「略」 <u>(県内発注)</u> 第13条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。 第14条～第15条 「略」					第1条～第12条 「略」 <u>(新設)</u> 第13条～第14条 「略」				
1 「略」 2 この要綱は、令和9年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱の基づき交付された補助金については、第5条第1項第3号から第7号まで及び第2項、第9条第3項及び第4項並びに第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 (附 則) 「略」 <u>(附 則)</u> <u>この要綱は、令和8年4月1日から施行する。</u>					1 「略」 2 この要綱は、令和8年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱の基づき交付された補助金については、第5条第1項第3号から第7号まで及び第2項、第9条第3項及び第4項並びに第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 (附 則) 「略」 【新設】				
別表第1（第2条、第4条－第11条関係）～別表第2（第2条、第5条関係） 「略」					別表第1（第2条、第4条－第11条関係）～別表第2（第2条、第5条関係） 「略」				
別表第3（第3条関係）					別表第3（第3条関係）				
事業区分		補助対象経費		工種又は施設区分		呼称単位		補 助 率	
						A B			
1 高性能林業機械の導入		「略」		「略」		「略」 「略」		「略」	
1. 高性能林業機械等の導入に関する留意事項について (1)～(12) 「略」 (13) 補助事業で導入（導入見込みを含む。）した処分制限期間内にある高性能林業機械等（以下「既整備高性能林業機械等」という）を所有する事業実施主体が、追加で本事業により高性能林業機械等を導入することは、原則として既整備高性能林業機械等の目標年度までは認めない。 ただし、次のアからオまで（ <u>合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金を活用する場合及び</u> 素材生産量の現状値が10,000㎡/年未満の事業実施主体において既整備高性能林業機械等の所有台数が3台未満である場合は次のイからオまで）に該当する場合は、目標年度の終了前であっても追加の導入を妨げない。 ア 追加事業実施年度前における直近の実施事業の素材生産量又は素材生産性のいずれかが、既整備高性能林業機械等整備事業の現状値から目標年度における目標値までの増加分の7割以上を達成していること。 ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等、事業実施主体の責に帰することのできない予測不能でやむを得ない事情により、追加事業実施年度前における直近の事業実施の素材生産量又は素材生産性が著しく低い値となっている場合については、既整備高性能林業機械等導入後において低調となる前の年度の実績を、直近の実施事業の実績とすることができる。 イ～オ 「略」 (14)～(15) 「略」									
2～5 「略」		「略」		「略」		「略」 「略」		「略」	
「略」									
「略」									
2～5 「略」		「略」		「略」		「略」 「略」		「略」	
「略」									
「略」									

別記

第1号様式の1（第4条関係）

「略」

1～5 「略」

6 添付資料

(1)～(8) 「略」

※1 「略」

※2：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証の写し等。

補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証の写し等。

(注) マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）してください。

「略」

別紙1-1-1～別紙1-1-7 「略」

第1号様式の2（第4条関係） 「略」

別紙1-2-1 「略」

別紙1-2-2

収支計画書

1～2 「略」

3 添付資料

(1)～(4) 「略」

※1 「略」

※2：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証の写し等。

補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証の写し等。

(注) マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）してください。

第2号様式の1（第6条関係）～第8号様式（第11条関係） 【略】

別紙8-1～別紙8-4 【略】

別記

第1号様式の1（第4条関係）

「略」

1～5 「略」

6 添付資料

(1)～(8) 「略」

※1 「略」

※2：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

(注) マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

「略」

別紙1-1-1～別紙1-1-7 【略】

第1号様式の2（第4条関係） 「略」

別紙1-2-1 「略」

別紙1-2-2

収支計画書

1～2 「略」

3 添付資料

(1)～(4) 「略」

※1 「略」

※2：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

(注) マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

第2号様式の1（第6条関係）～第8号様式（第11条関係） 【略】

別紙8-1～別紙8-4 【略】